

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例(案)に対する意見への対応について

	区分	関連箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	市町村	前文 4段落	「県、市町村等は被害軽減のために最大限の努力を払う…」と「市町村」のことが規定されているが、そのあとの「県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織などが共有し、…」では、「市町村」のことが記載されていないため、追加記載してはどうか。	* パブリックコメント時点の条例案では、第2条の定義で、「防災関係機関」に市町村を含むこととしていました。各条文には、「防災関係機関」の中の「市町村」と単独での「市町村」との記載が、混在しており、このため、「防災関係機関」と書いた場所で、「市町村」の記載がないと誤読をまねくようでしたので、第2条の「防災関係機関」の定義から市町村を除き、必要がある場所で、その都度「市町村」と規定するように修正します。
2	市町村	前文 最終段落	第1条の条例の趣旨では、「県民の生命、身体及び財産を守ることを目的に」と規定しているため、それとの整合性を図る意味からも、前文で、「かけがえのない生命を守っていく…」に身体、財産を追加してはどうか。	前文におけるこの箇所は、生命、身体、財産の中でも、なによりもかけがえのない生命を最優先に守っていくという強い決意を示す部分ですので、身体、財産については、あえて記載していません。
3	市町村	第1条 (趣旨)	「県、県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、…」と規定しているが、この中に「市町村」が規定されていないため、追加してはどうか。	第1条は、この条例全体における責務や役割がある主体として県、県民、事業者等を規定しています。市町村には、地方自治法の改正により、県の条例に、責務を負わせたり、新たに事務を生み出すことが規定できませんので、この条例においては、県等の連携の相手方として規定しています。
4	市町村	第3条第3号 (基本理念)	自主防災組織に関して、「地域の防災活動に組織的に取り組む」と規定しているが、第2条第4号の自主防災組織の定義でも、同様のことが規定されているため、必要ないのではないか。	(基本理念については、分かりやすい表現等に見直すため現在検討中)
5	市町村	第3条第5号 (基本理念)	第5号の表現が分かりにくいので「誰が何をどうするか」に表現を変えたらどうか。 (例) 県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等は、震災から生命、身体及び財産を守るため、一人一人ができることから…	
6	市町村	第7条 (市町村の役割)	消防団は、この条例では、市町村の中に入ると思うが、消防団とあえて記載することによって、自覚を持ってもらえるのではないかと。	地方自治法の改正により、県の条例に、市町村に責務を負わせたり、新たに事務を生み出すことが規定できませんので、条例では、市町村の役割については、災害対策基本法に記載されている範囲内で規定しています。このため、消防組織法に基づき市町村に設置が義務づけられています消防団について、県の条例でその役割を規定することは困難と考えます。
7	市町村	第2章～第4章	条例に地震保険への加入の促進を図ることを規定してはどうか。	地震保険は、地震で被害を受けた住宅等を再建するためには、必要な備えの一つですが、生命を守るためには、あらかじめ、住宅等が被害を受けないように耐震補強等しておくことが何よりも重要となりますので、この条例では、そのことを中心に規定しています。 地震保険については、条例事項としていませんが、国、市町村等と連携して、啓発していくことが必要と考えています。
8	市町村	第14条 (津波からの避難等)	「津波浸水予想区域」は、住民に広く理解されていないため、定義を置くことが必要でないか。	「津波浸水予想区域」は、第2条第7号の「津波避難ビル等」の定義の中で、「津波の浸水が予想される地域」の略称として規定しています。 津波浸水予想区域は、県が公表しています津波浸水予測図等を参考に、地域の津波避難計画等を作成する過程を通じて、各地域で設定するものですので、県がその区域を定めることは適当ではありませんし、これ以外の定義を置くことも困難です。

	区分	関連箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
9	市町村	第14条第1項 (津波からの避難等)	津波からの避難の際、原則、自動車を使わずと規定されているが、独居老人や障害者にとって、車いすや歩行補助車は、避難に必要なため、自動車から、除くべきでないか。	<p>道路交通法第2条第1項第9号の自動車には、車いすと歩行補助車は、除かれますので、津波から避難する際に、これらを使用することを条例では制限していません。</p> <p><参考> 道路交通法第2条第1項第9号の自動車「原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの(以下「歩行補助車等」という。)以外のものをいう。」</p>
10	市町村	第19条第1項第2号 (津波の浸入による被害の軽減)	津波避難計画の作成のなかで陸こうからの浸水が課題となっているが、現状の角落しの施設では必要な強度が得られない。このため、鋼鉄製ゲートへの改修又はコンクリートでの閉鎖を進める観点から、陸こうの改修等を行うことを規定する必要がある。	第19条第1項第1号には、津波の浸入による被害軽減対策として、堤防、水門等の施設の機能を確保するため、緊急性の高い箇所から改修等を行うことを規定しており、陸こうの改修等についても、この規定に含まれます。実際に、県では、使われていない陸こうや機能しない陸こうは、緊急性の高い箇所から改修等を行っており、今後も、同様の取り組みを進めていきます。
11	市町村	第26条 (緊急輸送の確保)	「陸路、海路及び空路による輸送の確保に努めます」とあるが、陸路の確保には、津波浸水地域外に避難するための道路建設の推進は含まれるのか。	この条は、負傷者の搬送や応急活動に必要な人員・物資の緊急輸送のために、輸送手段の確保、被災した道路等の復旧の確保等を行うことを規定するもので、道路の新設までは、その範囲としていません。津波から避難するための道路の整備については、第18条第1項(津波からの緊急避難場所及び避難路の確保等)で規定しています。
12	市町村	第27条第1項 (復旧活動の実施)	県が実施する復旧活動に「こころのケア」を規定しているが、教員への防災教育の一貫として、「こころのケア研修」を実施することを規定する必要はないか。	こころのケア対策など具体的な対策については、条例の規定に基づいて、今後作成する行動計画に、必要な対策を位置づけて、推進していきます。
13	市町村	第31条 (震災復興対策の推進)	条例には、震災の経験や教訓を活かして、震災に強い人づくり、地域づくり、ネットワークづくりに寄与することを規定しているが、経験や教訓を後世へ残すための努力をすることも大切と考えるので、条例に加えてはどうか。	震災の経験や教訓を、後世に残すことは、他の震災の取組をみても、大切なことですが、南海地震が発生した際に、どのような方法で、どのように残すかを検討することが必要であり、この条例での復興に関しては、被災した県民や事業者が、復興を進めるために必要となる事項にとどめています。
14	県民	その他	緊急地震速報については、条例案では、第8条第1項及び第2項の「地震の揺れの予報を知ったとき」という表現だけで、気象庁から、その情報を県や市町村が、どのような手段を用いて伝える、伝えなければならないという規定がない。民間企業や個人での資金で勝手に情報を得てくださいということか。県が、どのような方法で伝えるかを知らせるべきではないか。	緊急地震速報は、南海地震による被害の軽減をするうえで、大きな効果があるものと考えますので、県民の方が、どこにいても情報を知ることができるよう、国、地方公共団体、報道機関、民間事業者などが協力して、環境を整えることが必要と考えます。 そのために、県として、どのような役割を果たすべきかを具体的に検討していきます。
15	市町村	その他	この条例の趣旨を具体的にどう実現するかというものとセットでないと実効性がない。特に予防策としてのハード・ソフトへの支援の具体をどのように考えているのか。	この条例に定める内容の実効性を高めるため、第10章に県が行動計画を作成することを規定しています。行動計画には、県が直接実施すべき対策のほか、自助の取組や共助の取組への支援も規定することになりますので、市町村とも協議して、作成するように考えています。
16	市町村	その他	今後、県及び市町村の各地域防災計画の見直しの際には本条例との整合性を図る作業も発生すると思われるが、県の各所管との協議等、現在でも重たい作業ですので煩雑にならないかという懸念がある。条例と地域防災計画は、補完しあうものと言えるが、条例を生かすには、県、市町村ともこのあたりの整理が今後必要と考える。	この条例のほか、今後新たに作成する高知県応急対策活動計画や高知県地震対策行動計画等との整合性を図る必要があるため、県では、平成20年度に、高知県地域防災計画の見直し作業を行う予定です。 県が見直した際には、市町村地域防災計画も見直していただく必要がありますが、市町村の負担にならないよう、県から、修正のポイントやひな形等を示すことも考えています。